第 11 次仙台市交通安全計画(中間案)に関する 市民意見募集の実施結果について

1 市民意見募集 (パブリックコメント) の実施概要

(1) 実施期間

令和3年7月29日(木)~8月27日(金)

(2) 周知方法

市政だより8月号及び市ホームページに掲載 概要版及び本編の配布(市政情報センター、各区役所・総合支所等)

(3) 意見聴取方法

郵送、ファクス又はEメール

2 意見募集結果

(1)提出者数 10人・団体

(2) 意見件数 16件

(3) 意見の内訳

項目	件数
第1章 計画の基本的な考え方に関する意見	0件
第2章 仙台市の交通事故の状況と目標に関する意見	0件
第3章 交通安全のために推進すべき対策に関する意見	15 件
第1節 交通事故減少のために考えるべき視点に関する意見	(0件)
第2節 今後推進すべき施策に関する意見	
1 交通安全思想の普及徹底	(10件)
2 道路交通環境の整備	(4件)
3 車両の安全性の確保	(1件)
4 救助・救急活動及び被害者支援の充実	(0件)
その他の意見	1件
合計	16 件

3 意見の内容及び意見に対する本市の考え方

No.	最終案 掲載頁	ご意見(要旨)	本市の考え方
(第	第3章 第2	2節 今後推進すべき施策に関する意見)	
1	交通安全	と思想の普及徹底に関する意見(10件)	
1	11	緊急車両の走行について、車両、歩行者ともに速やかな通行に協力するための教育が必要と思います。ルールの公報等によって混乱が減り、防犯・防災、傷病者の速やかな搬送等市民の安全に寄与すると考えます。	ご意見を踏まえ修正いたします。 緊急自動車の優先については,道路交通法等において車両や歩行者等の基本的な交通ルールとして定められていますので,市ホームページによる周知や交通安全教室における啓発等を行ってまいります。 第3章第2節1の2段落目の記述を以下のとおり修正いたします。 人優先の交通安全思想の下,基本的な交通ルールを遵守することはもとより,交通弱者に関する知識や思いやりの心を育むとともに,交通事故を起こ
2	11	小学生には、道路及び交通の状態に応じて 危険予測、回避し安全に通行する意識と能力を高めることが最重要である。止まって、 「右」「左」「右」を確かめる事。	さない意識を育てることも重要です。 第3章第2節1(1)イ)のとおり、 引き続き、学校をはじめ、関係機関・ 団体等と連携し、道路横断時には、止 まって左右確認を行うことを徹底する など、道路及び交通の状況に応じて危 険を予測、回避し、安全に通行する意 識と能力を高める交通安全教育を実施 してまいります。
3	11-12	高校入学と同時に自転車通学を始める生徒 が急増するため、実践的な練習の機会が小 学生・中学生時代にあると望ましいと考え る。	第3章第2節1(1)イ)及びウ)のとおり、小学生及び中学生に対する自転車の安全利用に関する段階的かつ体系的な交通安全教育において、実車や自転車シミュレーターによる実践的な練習ができる機会の提供に努めてまいります。

No.	最終案	ご意見(要旨)	本市の考え方
4	12-13	老人クラブでは、会員の介護予防の一環として、各区に会場を設け、体力測定を行っています。体力測定の項目の中には、5m 歩行時間測定があり、片側1車線の横断歩道を渡るのに必要な時間の目安を参加者に実感いただいています。 加齢に伴う身体機能の変化が交通行動に及ぼす影響についての理解を深めさせるための講話をこの機会にいただければと思います。	第3章第2節1(1)力)に基づき, ご要望いただいた内容を含めた高齢者 向けの交通安全講習の開催について, 検討させていただきます。
5	13	外国人向けの表示,交通安全の冊子等も必要と思います。	第3章第2節1(1)ク)のとおり、 多言語による広報媒体などにより、外 国人への交通安全啓発を図るととも に、例えば、ピクトグラムにより自転 車の通行区分を示すなど、日本語の習 得状況に関わらず交通ルールが直感的 に分かるような表示等の整備に努めて まいります。
6	13	若者を含む地域住民の参加を促すことで、 運転時の安全意識向上にも繋がることを期 待したい。	第3章第2節1(2)のとおり、幅広い世代が参画する市民協働の交通安全活動を推進し、市民の交通安全意識の 醸成を促してまいります。
7	13-14	コロナ禍やエコ運動として自転車使用が増 えていますが、自転車のマナー違反も目立 ってきました。テレビやネットを通し注意 喚起や街頭指導の強化をするためにも警察 との連携がさらに必要です。通勤通学者の 増加ですので、会社や学校にも安全教育の 義務化を位置付けることが求められます。 計画の中に加えて頂きたいです。	ご意見を踏まえ修正いたします。 第3章第2節1(3)のとおり、自転車利用者の交通ルール遵守やマナー向上を図るため、引き続き宮城県警察と連携し、交通安全の取組みを進めてまいります。 また、会社や学校での安全教育については、ご意見を踏まえ計画の第3章第2節1(3)ア)に次の記述を加えます。

	最終案		
No.	掲載頁	ご意見(要旨)	本市の考え方
8	13-14	自転車について ダテバイクの廃止!!利用ならばヘルメットの着用義務化と考えます。	第3章第2節1(3)ア)に基づき、 ダテバイク利用者へのヘルメット着用 促進に向けて、ヘルメットの無料貸し 出しを行う窓口の案内など、周知・啓 発に努めてまいります。
9	13-15, 20	自転車損害賠償保険等への加入については、平成31年4月以降、保険会社並びに保険代理店からの案内により、加入率は向上していると考える。 保険加入の主体は、親世代であり、個人が保険会社や保険代理店と日常接点がないケースにおいては案内が難しく、市報等の市民全員が目にする媒体を活用した加入促進策が有効と考える。	第3章第2節1(3)キ)のとおり、 インターネット、ポスター、チラシ、 SNSなどの各種広報媒体やマスメディアを活用するとともに、街頭啓発や 交通安全教室といった機会を捉えて周知することにより、自転車利用者及び自転車を利用する未成年の保護者等に対する自転車損害賠償保険等への加入 促進を図ります。
10	14	プール監視員が救命救急講習を受講しているように、自転車で配達業務を行う際は必ず交通ルール教室など必須項目にするべきと考える。	第3章第2節1(3)イ)のとおり、 自転車等を用いた配送業務中の交通事 故防止のため、宮城県警察や配達事業 者と連携し講習会を行うなど、配達員 を対象とした交通ルールの周知・啓発 を図ってまいります。
(第	第3章 第2	2節 今後推進すべき施策に関する意見)	
2	道路交通	通環境の整備に関する意見(4件)	
11	16	通学路等の通行環境整備等の推進 歩道等の整備が困難な地域においては、通 学路の標識と路側帯のカラー舗装や防護柵 設置等も含め、安全対策を進めます。 (通学路の標識と路側帯のカラー舗装は一 緒との考え方です。)	ご意見を踏まえ修正いたします。 通学路の標識や表示等と,路側帯のカラー舗装は,別個に設置される場合も あることから,第3章第2節2(1) イ)の記述を以下のとおり修正いたします。 (略)歩道等の整備が困難な地域においては, <u>通学路の標識等の設置,</u> 路側 帯のカラー舗装や防護柵設置等も含め,地域の状況に応じた対策を進めます。

No.	最終案 掲載頁	ご意見(要旨)	本市の考え方
12	16	人優先の安全安心な歩行空間の整備について PTAの立場として、毎年子どもたちの通 学路の危険箇所の点検は各校行っていると 思うが、実際要望が対策に反映されること は、本当に稀である。すべての案件についての案件についての対策の方法や対処目途 などの回答を出していただきたい。ほぼ毎 年同じ要望を出し続けているのが現実。地 域住民の意見等に基づき抽出した課題の多い は、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	第3章第2節2(1)のとおり、例年、 学校、宮城県警察、道路管理者、地域 等の合同により、通学路の点検を行い、 対応結果を市ホームページ上で公開しているところです。 今年は通常の合同点検に加え、本年6月に千葉県八街市で発生した交通事故を踏まえ、国からの通知に基づく追加点検を実施し、抽出された危険箇所のうち、早急な対策が必要な箇所については、対策工事を検討のうえ対応してまいります。
13	16	通学路等について 学校周辺(特に通学路)における車両の時 間帯における速度制限の検討。	第3章第2節2(1)のとおり,通学 路等の通行環境整備等の推進を図りま す。

	最終案		
No.	掲載頁	ご意見(要旨)	本市の考え方
		客待ちタクシー等,を 安全と円滑な交通を阻害する駐・停車車両 に対する指導等・・・と記載すべき。	ご意見を踏まえ,第3章第2節2(5) イ)の記述を次のとおり修正いたしま す。
14	17	違法駐車を防止する目的としてはいかがな ものか,例えば一時的な停車としても貨物 の搬出搬入や駐車場等への入場の為の渋滞 停車も円滑阻害状態と言えるので,安全と 円滑を図る上での対策であるならば,客待 ちタクシー等では客待ちタクシーのみが違 法駐車の推進対象と特定するものではない か。	イ)違法駐車等防止の推進 「仙台市違法駐車等の防止に関する条例」に基づき,違法駐車等防止重点地域において,交通安全指導員が指導, 助言及び啓発を実施し,関係機関・団体と連携して安全で円滑な交通を阻害 する違法駐車等防止の取り組みを推進します。
		参考:宮城県道路交通規則第3条交通規制の対象から除く車両 駐車禁止の規制の対象から除く車両・・道路標示により指定した場所において、客待ちのために駐車する場合 少なくとも公共の道路を利用する経済活動と社会生活における実態バランスを考慮して、排除を優先するのではなく道路環境の整備促進を先行すべきではないか	
(第	第3章 第2	2節 今後推進すべき施策に関する意見)	
3	車両の多	そ全性の確保に関する意見 (1件)	After a steater a fater a (a) and a line
15	18	自転車の安全性の確保について、指導を受けたうえで、灯火の取り付けや反射器材などの普及を徹底するべきと考える。	第3章第2節3(3)のとおり,夜間における交通事故の防止に向け,宮城県警察や自転車小売業者等の関係機関,団体等と連携し,灯火の取付けの徹底と反射器材等の普及促進を図ります。

No.	最終案 掲載頁	ご意見(要旨)	本市の考え方
7	その他の意見	上(1件)	
		オリンピックでスケートボード人気が再浮	ご意見を踏まえ修正いたします。
		上しました。道路交通法は「・・・ローラ	道路交通法の改正には国会での議決が
		ースケートをし・・・」とあるが、時代に	必要となりますが、本市として、公道
		合わず。「これらに類する行為」とあります	におけるスケートボード等による迷惑
		が標記を見直し、公道や歩道におけるスケ	行為の防止に向け,関係する団体や販
		ートボードの迷惑行為に対する注意喚起を	売店と協力してポスターの掲出やチラ
		図ってほしいです。タイル破損や騒音苦情	シの配布等により適正な利用を呼びか
		の改善が必要です。	けるとともに、道路環境の保全に努め
		「スケートボード等の行為・・・」と表記	ます。
		の見直しを望みます。	スケートボードの利用に限らず、社会
			やライフスタイルの変化、技術の進展
			を踏まえ、交通社会の一員としての適
16	13		切な行動に向けた周知・啓発を促すた
			め、本計画第3章第2節1(2)の2
			段落目の記述を以下のとおり修正いた
			します。
			社会やライフスタイルの変化、技術の
			進展を踏まえ,関係機関と連携し, <u>ポ</u>
			スターの掲出やチラシの配布, 交通安
			全教育指導者の派遣や自転車シミュレ
			ーター等の教育資材の貸与、交通事故
			データの活用等の柔軟で多様な支援を
			行うことにより、協働による効果的な
			交通安全活動を推進します。